

令和7年度 事業計画

群馬県仏教連合会

1. 宗教法人法第25条による宗教法人備付帳簿及び書類の作成を促す。
例年実施している義務づけられた書類を、期日までに群馬県知事(所轄庁)宛に提出するよう周知する。
2. 更生保護法人群馬県仏教保護会の建替え事業を支援する。
更生保護施設である群馬県仏教保護会は、令和8年度に建替え工事を控えており、工事費用勧募に努める。
新しい施設では、集会室と地域交流室を1階に設け、より使いやすくしており、地域住民へ開放するほか、各宗寺院の会議室等としての活用を促す。
3. 群馬県宗教団体連合会の諸事業推進に協力する。
群馬県宗教団体連合会は、群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課の管轄下にあり、群馬県仏教連合会・群馬県神社庁・救世真教・天理教・解脱会・立正佼成会・妙智会の7教団によって構成されており、各教団が宗教協力の許に人類の福祉と世界平和の実現を共同目標として宗教活動を展開している。年間各種事業を実施しているが、共同目標である事業推進のため、各教団との宗教協力に万全を期する。
令和7年度の実務研修会は、9月18日から19日に1泊2日の日程で伊香保ホテル木暮にて実施を予定している。
4. 機関誌を発行する。
群馬県仏教連合会・更生保護法人群馬県仏教保護会の活動状況を報告し、寺院並びに仏教保護会の情報を伝えるため、機関誌「群馬仏連・仏保」を年1回発行する。
5. 各種会議を開催する。

総	会	年1回
役	員	随 時
常	任	随 時
理	事	
会		